

参議院選挙の投票日は

7月21日です！

投票日当日に投票できない方は「期日前投票制度」がありますので、この制度を利用して、棄権しないようにしましょう。

この



投票のできる人

今回の参議院議員選挙において津別町で投票できる人は、次の①と②の条件を満たす人です。

- ① 平成25年4月3日までに津別町に住民登録をし、引き続き町内に住んでいること。
- ② 平成5年7月22日までに生まれたこと。

なお、平成25年4月4日以降に他の市町村から転入された方については、後に説明します。

最初は選挙区から投票です

今回の投票は、従来どおり北海道選挙区選出議員選挙区(選挙区)を

先に行います。受付で入場券を提示し、薄い黄色の選挙区投票用紙を受け取ります。次に記載所で「候補者の氏名」を記載し投票します。なお、選挙区の投票では「入場券は持ったまま」となります。

次に比例代表の投票です

選挙区の次は、比例代表選出議員選挙(比例代表)の投票です。比例代表の受付で「入場券を渡し」、白色の比例代表投票用紙を受け取ります。ここでの記載は、非拘束名簿式ですので「候補者氏名」または「政党その他の政治団体の名称」のいずれかを記載します。

投票の順序は、下の図のとおりです。記載所の氏名掲示や投票用紙は、選挙人の確認書であり、受付や投票用紙交付の際の整理券ともなりますので必ず持参してください。忘れた人は再交付の手続きが必要ですので、受付で申し出してください。入場券が届かない場合、氏名や住所など記載内容に誤りがありましたら、直ちに選挙管理委員会にご連絡ください。

入場券を持参してください

の注意書きなどをよく見て投票します。

投票当日の投票時間は、町内全投票所とも午前7時から午後6時まで、2時間短縮されています。

投票時間は午後6時までです

開票は、午後8時から中央公民館で行います。参観は自由で、参観人名簿に住所・氏名を記入の上、所定の場所で参観願います。

即日開票で行います

開票は、午後8時から中央公民館で行います。参観は自由で、参観人名簿に住所・氏名を記入の上、所定の場所で参観願います。

重度障害の人は、自宅で投票も可能です

身体に重度の障害があるため、投票所へ行くことができない人は、自宅で投票することができます。

利用される人は、選挙管理委員会から事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けた人は有効期限内

既に交付を受けた人は、有効期限内に該当する人が対象となります。

お、次の①から③までのいずれかに該当する人が対象となります。

既に交付を受けた人は、有効期限内に該当する人が対象となります。

かどうか、お確かめください。

お、次の①から③までのいずれかに該当する人が対象となります。

かどうか、お確かめください。

お、次の①から③までのいずれかに該当する人が対象となります。

かどうか、お確かめください。

お、次の①から③までのいずれかに該当する人が対象となります。

かどうか、お確かめください。

最初に選挙区から投票をします

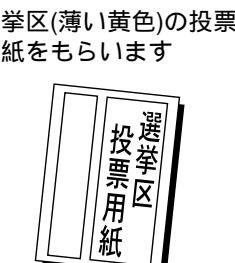
次に比例代表の投票をしてください

投票の順序

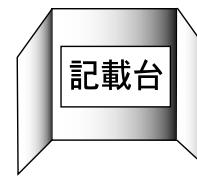
選挙区の受付



投票用紙の交付



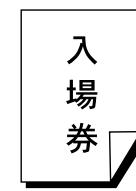
選挙区の記載



投票



比例代表の受付



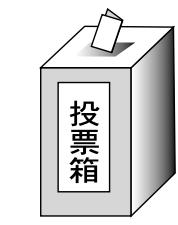
投票用紙の交付



比例代表の記載



投票



受付で入場券を提示します

入場券は持ったままで

候補者名を書きます

入場券は持ったままで

入場券を渡します

比例代表(白色)の投票用紙をもらいます

候補者名または政党その他の政治団体の名称を書きます

終わりです

選挙に関するお問い合わせは、津別町選挙管理委員会まで
議会議事堂1階・市民懇談室 ☎76-2155（内線286・333）